

## 地元住民への犠牲の強要と人権思想

### 1. 一部の国民に犠牲を押し付ける政策

政府は原子力発電を「国策民営」事業として推進してきた。その政策の一環として、国立の原子力開発機関を設立・運営したり、原発立地を受け入れる自治体には電源三法交付金を支給するなど、様々な優遇政策を行ってきた。福島第一原発事故発生後には、私企業としての東京電力は当然破綻処理を行うべき資金不足状態にあったが、政府出資による「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」を設立して巨額の損害賠償費用および廃炉費用を国庫から支給することによって、東京電力の資金調達を支え、営業継続を可能にしてきた。

他方、地元住民には過酷な扱いをしている。政府は、住民の被ばく限度についても ICRP のコスト・ベネフィット論に立脚した基準を採用しており、住民の被ばくを当然視している。その態度は事故以来 8 年半を経た今日に至るまで改められていない。住民が帰還する環境の放射線量レベルを非常時の一時的な基準である年間被ばく量 20mSv とする政府の施策は継続されている。

チェルノブイリ原発事故の際には、基本的に移住による被ばく回避措置の方針がとられ、大規模な移住政策が行われた。表 1 で明らかなように、年間被ばく量 5 mSv の地域は移住義務ゾーンであり、1 mSv 以上の地域は移住権利ゾーンとされる<sup>1</sup>。

日本では、従来一般市民の年間被ばく量の基準は 1 mSv であったが、福島原発事故後は非常時を理由に 20mSv までに引き上げられ、除染の結果、そのレベルまで下がったと見なせる地域へは、速やかに帰還を促す政策が強行されている。このことが現在の避難者や帰還者の苦しみと、誤った除染政策の根本的な原因をなしている。

幼少期の児童たちの甲状腺がん罹患率も高く、2019 年 10 月時点で甲状腺がん罹患の疑いがある人が 230 人に上り、手術を受けて甲状腺がんが確定した患者は 168 人となった<sup>2</sup>。

福島県浜通りの避難指示区域は次々と避難指示が解除されたが、政府や地元自治体首長の安全宣伝にもかかわらず帰還して実際に居住している人たちの割合が、60 歳代を中心に 10%程度にとどまっていることを重く受け止めなければならない。

---

<sup>1</sup> 綿貫礼子編『放射能汚染が未来世代に及ぼすもの』新評論、2012年、p.67

<sup>2</sup> 「甲状腺がん疑い 230 人～福島県検査で 13 人増加」OurPlanet-TV、2019 年 10 月 4 日  
<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/2440>

表1 チェルノブイリ汚染地域の定義

(Bq = ベクレル, mSv = ミリシーベルト)

セシウム137 汚染濃度 (Bq/m <sup>2</sup> )	汚染地域の定義 (%は国土に対する全汚染地面積)			年間推定 被曝線量* (mSv)
	ベラルーシ 2001年制定 (23%)	ロシア 1992年制定 (1.5%)	ウクライナ 2001年制定 (7~10%)	
37,000~ 185,000未満	放射線の定期的 監視地域	社会経済的特典を 受けられる地域	放射線高度監視 地域	>0.5
185,000~ 555,000未満	移住の権利を持 つ地域	移住の権利を持 つ地域 (年間被 曝線量1 mSv 以 上)	移住が保証され ている地域	> 1
555,000~ 1,480,000未満	第2の移住地域	移住命令地域 (セシウムが148 万 Bq/m <sup>2</sup> 以上、 または年間被曝 線量5mSv 以上)。 未満の場合は自 由意思	義務的移住地域	> 5
1,480,000以上	優先的移住地域			-
30km 圏内	居住禁止地域	居住禁止地域	居住禁止地域	

注：推定被曝線量は、自然放射線以外のチェルノブイリ事故由来の値を指す。

出典：UNDP, UNICEF, 2002, *The Human Consequences of the Chernobyl Nuclear Accident - A Strategy for Recovery*.

\*については National report of Ukraine, 2011.

表1. チェルノブイリ汚染地域の定義

総じて、福島第一原子力発電所の過酷事故の結果は、地元住民に今後何世代にも及ぶ生活破壊をもたらす結果が発生したことをまざまざと見せつけた。従来の政府主導の原発推進政策は、多数の国民の福祉のためには少数の住民は被害を受忍するのが当然という前提で推進されてきた。その政策が地元住民に受け入れられてきた背景には、事故の被害規模や深刻さが、一時的で回復可能な程度のものであるという推進側の情報宣伝活動があったし、住民側にもこれほどの甚大な被害が発生するものという想像が働かなかったという事情がある。しかし現実に発生した被害は過酷であったし、被災住民の不満は、各裁判所に提訴された30件近い損害賠償請求訴訟の現実に示されている。

## 2. 近代市民社会

このように一部の国民に不利益を押し付けることは、近代市民社会の原則を破壊することである。ルソーは近代市民社会(国民体)の原則を下記のように述べている<sup>3</sup>。

国民体(コール・ド・ナシオン)の責務は、その成員の最後の一人を保存するために必要なことを、他の全成員の保存に対するのと同じ配慮をもって、行うことにあるのではないだろうか。ま

<sup>3</sup> 阪上孝訳「政治経済論」『ルソー全集』白水社、1979年、第5巻、p.80

た一人の市民の救済は、国家全体の救済よりも共同の大義として劣るものであろうか。全体のためにただ一人の人間が死ぬのはよいことだと言われるが、この格言が、自分の国を救うために、自発的に義務感から死地におもむくすぐれた有徳の愛国者の口から出るときには、私は称讃しよう。しかし、多数の救済のためには、ひとりの無実の者を犠牲にすることが政府には許されるという意味であれば、この格言は、圧制がかつて考え出したもっとも忌まわしいものの一つであり、主張しうることのうちでもっとも誤ったものであり、許容しうることのうちでもっとも危険なものであり、社会の基本法に対してもっとも直接的に対立するものだ、と私は考える。

この思想が生かされて、1789年のフランス国民議会の人権宣言である「人および市民の権利宣言」第6条に、次のように規定された<sup>4</sup>。

法は、総意の表明である。すべての市民は、自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力することができる。法は、保護を与える場合でも、処罰を加える場合でも、すべての者に同一でなければならない。(以下省略)

法の執行を託された被告である政府が、一部の市民に著しい犠牲を強いている現状は不法であり、そのような可能性を秘めている他の原発の再稼働を許容することは、この社会に対する破壊行為である。

ついでに、アメリカと日本の憲法を見ておこう。

1780年の「マサチューセッツ憲法」第1条には次のように規定してある<sup>5</sup>。

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等であり、生来の、本質的、かつ譲ることのできない一定の諸権利を持っている。これらの権利の中には、生命と自由とを享受しかつ擁護する権利、財産を獲得し、所有し、保護する権利、すなわち、人々の安全と幸福とを求め得る権利が当然含まれている。

### 3. 日本の場合

「日本国憲法」は、多数のために少数が犠牲にされる政策を予見した規定という意味では、直接的な言及はない。政府と個人の対立に関しては物足りないように思われる。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会の身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(以下略)

---

<sup>4</sup> 高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、p.131

<sup>5</sup> 高木、ほか、前掲書、p.117

これら二つの条文を見た場合に、行政府と市民個人が対立する場合を想定していないのではないかという疑問を禁じえない。現在福島で発生している問題は、行政府が特定地域に住んでいる 100 万人ほどの人びと（国民の約 1%）に、「これは国策事業の結果だから受忍せよ」と言っているのだ。これに対して、福島県原発地元の人たちは、「受忍を強制されるいわれはない」と、堂々と権利を主張してよいし、裁判所はそのことを認めなければならない。

現在、行政府は自分たちに立法権がないことを無視しているようだし<sup>6</sup>、市民が行政府に対して、権利侵害を是正するよう要求することも多くない。裁判所もそれを是認している。市民社会の基盤をもう一度確認しなければならない。

---

<sup>6</sup> 「立法権と行政権の分離」『筒井新聞』第 377 号（2）<http://tsutsuinews.html.xdomain.jp/377/377-2.pdf>